
規 則

高知県立美術館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 10 月 18 日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第 号

**高知県立美術館の設置及び管理に関する条例施行規則の
一部を改正する規則**

高知県立美術館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 8 年高知県規則第 52 号）の一部を次のように改正する。

別表の表中

「	3,130円	「	3,450円
	5,830円		6,420円
	500円		550円
	5,150円		5,670円
	8,590円		9,450円
	810円		900円
	1,150円		1,270円
	1,490円		1,640円
	1,490円		1,640円
	1,210円		1,340円
	690円		760円
	180円		200円
	2,220円		2,450円
	400円		440円
	200円		220円

810円
810円
200円
300円
340円
300円
810円
1,140円
480円
290円
2,320円
610円
1,110円
1,110円
810円
1,010円
810円
1,010円
1,010円
810円
810円
1,010円

を

900円
900円
220円
330円
380円
330円
900円
1,260円
530円
320円
2,560円
680円
1,230円
1,230円
900円
1,120円
900円
1,120円
1,120円
900円
900円
1,120円

に改める。

400円	440円
300円	330円
200円	220円
500円	550円
300円	330円
810円	900円
900円	990円
2,420円	2,670円
1,010円	1,120円
970円	1,070円
1,330円	1,470円
100円	110円

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

規 則

◎ 高知県立美術館の設置及び管理に関する条例施行規則
の一部を改正する規則